

韮市第303号  
令和5年7月26日

地区長・組長 各位

韮崎市長 内藤 久夫  
(公印省略)

「浄化槽の法定検査について」の組回覧について（依頼）

平素は、本市環境行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、山梨県中北林務環境事務所から回覧依頼がありましたので、浄化槽法定検査の受検率向上のため、別添チラシの組回覧にご協力いただけますようお願い申し上げます。

〒407-8501  
韮崎市水神1-3-1  
市民生活課 生活環境担当  
電話番号 0551-22-1111 (内 132)

浄化槽管理者各位  
(浄化槽を使用している方はご確認ください。)

山梨県中北林務環境事務所

## 浄化槽の法定検査について

日頃から、本県の環境保全にご協力いただきありがとうございます。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにする施設ですので、使い方や維持管理の方法に問題があると、悪臭の発生、汚れた水の流出につながり、近隣への迷惑、河川や地下水の汚濁の原因となります。

このため、浄化槽管理者には、浄化槽法により、「保守点検」と「清掃」を行うこと、及び「法定検査」を受検することが義務づけられています。

(詳細は右図 QR コードにてご覧いただけます)



「保守点検」は山梨県知事の登録を受けた業者に、「清掃」は韮崎市長の許可を受けた業者に委託できます。

「法定検査」は(一社)山梨県浄化槽協会を受検してください。

(未だ、受検されていない方は、この裏面の依頼書(継続依頼書)をコピーしFAXで送っていただくか、(一社)山梨県浄化槽協会(電話 055-288-1132)にお申し出ください。)

【検査手数料(11条検査)については、裏面にてご確認ください。】

\* 検査日程は、(一社)山梨県浄化槽協会より直接連絡がありますが、依頼を受けてから検査に伺うまで1~2か月かかる場合があります。なお、留守でも検査を実施できます。

浄化槽についてご不明な点や、保守点検業者や清掃業者の紹介、法定検査を受検しているかどうか分からないといったご質問は、

(一社)山梨県浄化槽協会(電話 055-288-1132)にお問い合わせください。

### ? 法定検査とは ?

- ・ 浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかどうか、適正な維持管理がなされているか、また放流水の水質基準が守られているかどうかを県知事が指定した検査機関である(一社)山梨県浄化槽協会が、年1回検査する大切な検査です。



#### ●問い合わせ先●

山梨県中北林務環境事務所 環境・エネルギー課  
韮崎市本町 4-2-4 TEL 0551-23-3090

送付先 FAX 055-288-1131

(一社) 山梨県浄化槽協会 あて

浄化槽法定検査継続依頼書 (年1回の定期検査)

申し込み日 令和 年 月 日

山梨県知事指定検査機関  
一般社団法人山梨県浄化槽協会 様

浄化槽法第11条検査(定期検査)の規定による浄化槽の法定検査を依頼いたします。

法定検査は、浄化槽法により毎年1回受けることが義務づけられています。  
この依頼書を提出していただくことで、毎年の手続きが不要となり、忘れずに法定検査を受検することができます。

(申込者)

氏 名: \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号): \_\_\_\_\_

浄化槽設置場所: <<住所>>

用 途: 一般住宅 ・ 店舗 ・ その他 ( )

人 槽: \_\_\_\_\_ 人槽 (一般住宅は、10人槽以下です。)

種 類: 合併 ・ 単独

(人槽、種類は、分からなければ、記載しなくても結構です。)

< 検査手数料 >

人槽	10人槽以下	11~50人槽	51~100人槽	101~300人槽	301~500人槽	501~1000人槽	1001以上
金額	4,500円	6,500円	8,500円	10,500円	13,500円	16,500円	20,500円

☆検査申し込みの際にご提供いただいた個人情報は、法定検査関連事業にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。

☆検査結果については、関係行政機関に報告するとともに、改善を要する場合は保守点検業者等に連絡する場合があります。

☆法定検査についてご不明な点は、(一社)山梨県浄化槽協会(TEL055-288-1132)または山梨県環境・エネルギー部  
大気水質保全課(TEL055-223-1511)にお問い合わせください。

※ 協会使用欄

整理番号	人槽	合・単	手続き担当者名
検査時間帯	摘要		

【浄化槽法定検査機関】

山梨県知事指定検査機関  
一般社団法人山梨県浄化槽協会  
甲府市西下条町965番地  
電 話 055-288-1132  
FAX 055-288-1131

特記事項

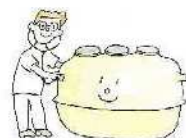
山梨県からのお知らせ ~検査申込は(一社)山梨県浄化槽協会へ!~

# 浄化槽の法定検査を 毎年受検しましょう

山梨県環境・エネルギー部 大気水質保全課  
(一社)山梨県浄化槽協会

## ○法定検査とは?

浄化槽の定期健康診断ともいわれ、浄化槽の保守点検・清掃が適切に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか、また、放流水の水質が基準を満たしているかなどを検査します。浄化槽法第7条及び第11条で受検が義務づけられています。



## ○検査の内容

水質検査	放流水質の検査をします。検査項目は、BOD(10人槽以下の合併処理浄化槽)、水素イオン濃度指数(pH)、透視度、残留塩素濃度等です。
外観検査	機能、外観に異常がないかを調べます。検査項目は、設置状況、設備の稼働状況、水の流れ方の状況、悪臭の発生状況、蚊・ハエ等の発生状況等です。
書類検査	保守点検・清掃の記録、前回検査の記録などをもとに保守点検・清掃が適正に実施されているかどうかを調べます。



## ○検査の実施機関

山梨県知事が指定した検査機関である(一社)山梨県浄化槽協会が年1回検査します。

法定検査(11条検査)の料金

処理対象人員	検査料金	処理対象人員	検査料金
10人槽以下	4,500円	301人槽~500人槽	13,500円
11人槽~50人槽	6,500円	501人槽~1000人槽	16,500円
51人槽~100人槽	8,500円	1001人槽以上	20,500円
101人槽~300人槽	10,500円		

※浄化槽を使い始めて最初に受ける法定検査(7条検査)の料金は、検査の内容が異なるため、上記料金にプラス4,000円となります。

### 法定検査の依頼先

(一社)山梨県浄化槽協会(山梨県指定検査機関)

〒400-0054 甲府市西下条町965(電話:055-288-1132)

**法定検査は法律で毎年の受検が義務づけられています。**



# 浄化槽の適切な維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置ですので、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。浄化槽法では、「保守点検」・「清掃」・「法定検査」の3つの義務が定められています。



## 1. 保守点検

**知事(甲府市内の浄化槽の場合は甲府市長)の登録を受けた保守点検業者へ依頼して実施してください。**

浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、汚泥(微生物)の管理や槽内の装置・付属機器の点検、調整をする作業です。

浄化槽の種類ごとに定められた回数の保守点検が必要です。

◎おおむね年に3～4回：種類によって異なります。

## 2. 清掃

**市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者へ依頼して実施してください。**

浄化槽の機能を十分発揮させるため、槽内にたまった汚泥、異物等の引き抜き及び機器類の洗浄を行う作業です。

◎年1回(全ばっき方式の浄化槽ではおおむね6ヶ月に1回以上)

## 3. 法定検査

**(一社)山梨県浄化槽協会へ依頼して実施してください。**

浄化槽の定期健康診断ともいわれ、浄化槽の保守点検・清掃が適切に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか、また、放流水の水質が基準を満たしているかなどを確認するため、知事が指定した検査機関である(一社)山梨県浄化槽協会が年1回検査します。

法定検査は保守点検や清掃を行っていても、必ず行わなければなりません。

浄化槽を車に例えると・・・



山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課

所在地：甲府市丸の内 1-6-1 (山梨県庁) 電話：055-223-1511